

令和3年7月26日

受注者の皆様

北九州市技術監理局検査課

簡略型検査対象工事の工事成績評定について（通知）

平素より、本市公共事業に御理解、御協力いただきお礼申し上げます。

標記の件について、現在、工事成績評定は、原則として1,000万円以上の請負工事について行っていますが、1,000万円未満の請負工事についても、受注者の要求があれば、工事成績評定を行うこととなっておりますので、再度通知します。

記

1 対象工事

北九州市が発注する請負工事で1,000万円未満の工事のうち、受注者が工事成績評定の実施を要求するもの。

2 要求方法

令和3年8月1日以降の契約で、工事成績評定の実施を要求する場合は、工事成績評定実施要求書（様式1）を工事着手日までに、工事監督課に提出すること。それ以前の契約については、工事完了予定月の前月10日までに、工事監督課に申し出ること。

3 工事成績評定実施時の検査方法

受注者から工事成績評定の実施の要求があった場合は、検査課による検査を実施し、工事成績評定を行う。

問い合わせ先

北九州市 技術監理局 検査課 TEL 582-2038